

平成27年第11回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年6月11日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 安藏誠市
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モ
デル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育
の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情
- (12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情

2 報告

- (1) 教育長報告
平成27年度「子ども読書の日」記念事業の実施計画について

その他

その他（平成28年度ねりっこクラブ事業実施小学校について）

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時49分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから、平成27年第11回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が、3人おいでになっている。よろしく願います。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は陳情12件、教育長報告1件である。

- (10) 平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情
- (12) 平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情

委員長

初めに、陳情案件である。平成27年陳情第1号 中学校教科書採択に関する陳情、平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情、平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情。

平成27年陳情第2号及び第3号については、本日新たに提出されたものである。事

務局よりお願いする。

事務局

まず、平成27年陳情第2号 中学校教科書採択に関する陳情である。

陳情者は記載のとおりである。

項目1番から4番について、読み上げる。

1、教科書展示会は、おそらく光が丘の学校教育支援センター1か所だと推測される。しかし、練馬は人口70万人の大きな区である。練馬区には2015年採択の教科書が10セットあると聞いている。それならせめて区内4か所に分散して実施していただきたい。

2、学校教育支援センターでの教科書展示の開館時間は午前9時から午後5時で、日曜・祝日休館と考えられる。図書館などを利用するなどして、夜間や日曜も見られるようにしていただきたい。

3、練馬区では、今年から各校研究会を廃止し、教員は、実際の教科書を目にすることなく、『調査研究に当たり必要な視点』のみ意見を提出することになった。しかし、2015年4月22日水曜日の衆議院文科委員会で、小松親次郎初中局長は「教員や保護者をはじめとした調査員による調査研究を踏まえ、その結果「何らかの評定を付し、それを参考に教科書の採択を行うことが適切だ」というものではない」と答弁している。ぜひ教員の個別教科書に関する意見を聞く機会を設けていただきたい。

4、採択の教育委員会に当たっては、傍聴者が大勢訪問することが予想される。少なくとも100人は入る会場を用意していただきたい。

続いて、平成27年陳情第3号 中学校教科書採択に関する陳情。

陳情代表者は、記載のとおりである。

陳情項目について、読み上げる。

1.教科書採択にあたっては、各校研究会を復活させ、直接子どもたちに接して教育活動を行っている教職員の意見を十分に採択に反映させて下さい。

2.より多くの保護者、区民が教科書展示会に出向き、意見を出せるように、展示会の場所を増やし、閲覧時間を延長するなど、条件を整えてください。

3.教科書採択に関する教育委員会を、希望する区民が全員傍聴できるよう、条件を整えてください。

4.教科書採択後、採択に関するあらゆる資料の情報公開を迅速に行ってください。以上である。

委員長

これらの陳情については、平成27年陳情第1号に関連するものであるので、あわせて審議したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

ではそのようにさせていただく。
それでは、これらの陳情案件については、本日、新たに資料が提出されている。
事務局より資料の説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

教育長

教科書に関する陳情が3本出た。内容を見ると、大きくまとめることができている。1つは、現場の教員の意見をよく聞いてほしいという点が3つに共通している。

2点目としては、教科書展示会を拡大してほしいという点であり、これも3つ全てに共通している。

3点目は、傍聴者の扱い、全員が傍聴できるような会場設営にしてほしいというもので、これも3つの陳情にそれぞれ含まれている。そのほかにもあるが、大きくはこの3つだろうと思っている。今、資料が出た教科書展示会に関して言えば、通例、教科書採択のときには、特別の扱いをしているわけだが、陳情者におかれては、さらに拡充をと
いう話であると思う。以上の3点がポイントかと思っている。

委員長

教育長から、主に3点ということでもとめていただいた。陳情のいずれにも共通している部分かと思うので、まずは今の資料の説明についてご質問があったら承りたいと思う。

では、私から質問させていただく。展示会におけるセット数は、1セットずつ置かれるのかということと、それから、4番のところの、練馬区独自の取組として行うところも、時間を、先ほどは支障のない範囲でということであったが、日曜日にも行う、または、時間を延長するということは、やはり難しいのか。

学校教育支援センター所長

学校教育支援センターでは、教科書展示用として2セットを展示させていただく。関分室の展示は、1セットである。関分室が月曜日から土曜日までの開催なので、今年度は、関分室があいている8時半から5時15分までのうち、9時から5時までという形で行う。関分室に関して言うと、日曜日の人員が組める余裕がなかったため、今回は土曜日までという形にさせていただく。今回の試行を受けて、どのような形がいいのかということもさらに精査させていただければと思っているところである。

委員長

今までよりも1か所増やして区民の方々に便宜を図るという点では、1つ前進かなと私も思っている。場所としても、ちょうど離れた場所にあるため、区民の方の足の便はいいのではないかと考える。

ほかの方、この資料に関して、質問はあるか。

外松委員

今、委員長のお話があったように、関分室でもう1か所増えるということはいいいことだと思っている。

この開催時間帯のことだが、他の市町村や他の区と比べて、この練馬区の開催時間帯は、どのような位置づけになるのか。

学校教育支援センター所長

他区の状況はかなりさまざまである。例えば中央区や港区は、土日は休みで1カ所で8時半から5時まで、教科書センターのみというところもある。一方で、長いところでは、例えば渋谷区では中央図書館なので、9時から21時までという形をとっている。各区それぞれの状況でやっているところである。

外松委員

ありがとう。

委員長

ほかの方、いかがか。

それでは、資料1にかかわらず、平成27年陳情第1号、第2号および第3号について、ご意見やご質問があればお願いします。

教育長

先ほど、3つが陳情の主な内容だと申し上げた。一つ一つ確認だけさせていただきたい。現場の教員の意見をよく聞いて、反映してもらいたいというご意見については、今回、各校研究会は、中止というか廃止になっているわけだが、教員の意見を全く聞かないということではないのではないかとと思うが、その辺はどうか。

教育指導課長

教科書に関しては、現場での使いやすさ、教えやすさなど、実際に指導に直接携わっている教員の意見を聞き取るということは、非常に重要なことだと考えている。

そのため、教科書協議会、調査委員会では、校長、副校長のほかにも、教員も委員として委嘱をし、その中で多様な観点から調査研究をしていただいている。

また、これ以外にも、区内には教員の研究組織が、中学校では、練馬区中学校教育研究会があるので、こちらに専門的な意見を聴取できるよう、調査委員会から練馬区中学校教育研究会へ意見聴取をしている。その中で、意見聴取の方法として、先生方に教科書のそれぞれの内容について、ご意見を自由に記載できる記入用紙を配付し、先生方の

意見を練馬区中学校教育研究会で取りまとめ、それを調査委員会に提出するという形をとっている。これにより、さまざまな先生方のご意見を聞く機会を設けていると私どもは捉えている。

教育長

陳情第1号の陳情項目の1の(3)に、教職員向けの教科書展示の場所を増やして、教科書を検討するための条件を改善してほしいというものがある。教職員が今回の教科書を見ることができる条件というのは、どうなっているのか。

教育指導課長

教職員向けに見本本の展示等は行っており、これも今年度では5月11日から6月19日まで、前回より1週間ほど期間を延長して展示をしている。展示の場所についても、区内4つの地区ごとに中学校4校で見本本を展示している。

見本本については、教育委員会には、採択用で5セット、それ以外にも採択地区用で5セット、あわせて10セットが来ている。この10セットについては、展示用で4セット、調査委員会用、教科書協議会用、また、教育委員会で委員の皆様が閲覧できるような形で使用している。

教育長

そういう意味では、教職員も見ようと思えば見られる条件は整っていると考えられる。今、セット数のことで話があった。陳情にも、10セット来ているのではないかという記載があったが、そもそも見本本の数が限られている中で、例えば展示場の拡大として、これ以上拡大することが事実上可能なのか。

教育指導課長

セット数が限られていることから、現状では、練馬区では、4つの大きな地区ごとに展示を開催して、その学校に行って見ていただくということをお願いしている。展示の時間についても、9時から19時までということで、できるだけ先生方が見に行ったときに対応できるような時間帯で展示時間を設定しているところである。

教育長

これらのことは、そのまま区民の皆様方に対する展示にもかかわってくると思う。おのずから限られた冊数が来ているわけなので、当然、この教科書を採択する審議の上で必要な教員に教科書を見て意見をいただく。この調査委員会等々の場でも教科書を見て意見を出していただき、私ども教育委員会に上げていただく。そのために必要である。我々、教育委員も教科書を実際見なくてはいけないわけで、そのための冊数も必要である。教科書展示を4か所で行ってほしいとのご意見があったが、事実上、それは非常に難しいのではないのかなと思っている。その辺はどうか。

学校教育支援センター所長

今回、区独自で行う展示は、採択の準備に必要ななくなった10セット来ている中の1セットを関分室へ回し行う。時期的にもおくれるが、16日から配付する予定である。

また、教科書センターは、時間を延長して行っている。中心となる館なので2セット置かせていただいている。土日の対応で人が多く来るとも想定しているので、なかなかそこを分けて行うのは難しい。また、教科書センターとして持っているものが2セットであり、お借りしたとしても、箇所数を4か所に増やすというのは、なかなか難しい。あとは、工夫として、置く期間を短くして場所を変えて行うなどの方法も想定するが、管理の点などの調整がかなり必要である。

委員長

いろいろ可能性を考えていただき、今回、関分室に1つ増やすということで落ち着いたように今、経過を伺って、私としては感じた。

ほかの委員の方、いかがか。

外松委員

今、話題になっている教職員向けの教科書展示の場所のことだが、今までも4校で行っており、先生方が見られるようになってきているとのことであるが、いらした方の人数などはわかるようになっているのか。

教育指導課長

人数等の統計はとっていない。

委員長

私からお願いしたいと思う。陳情第2号の3番のところだが、先ほど、教育指導課長からご説明があり、各教員に用紙を配るというお話であった。その用紙をぜひ資料提供で出していただけたらと思っている。なぜかというところ、この1行目、2行目のところの、「実際の教科書を目にすることなく、『調査研究に当たり必要な視点』のみ意見を提出することになりました」とあるが、これがどういう意味なのか、私には不可解であった。そんなこともあり、意見を聴取するというご説明があったので、具体的にはどのような用紙を使って意見聴取をしているのかが分かると、もう少しはっきりしていいと思う。ぜひ資料として出していただけたらと思う。

教育指導課長

次回までに用意する。

委員長

お願いする。

教員の意見を聞くということに関しては、組織でまとめる形になってくるということである。決して教職員の意見を粗雑に扱っているわけではなく、尊重しながら行っていくということは、以前同様であるというご説明があった。その辺のところについて、皆

さん、いかがか。

長島委員

もう一度確認だが、陳情第3号にある各校研究会を復活させるということについて、各校研究会がなくなった理由について、もう一度確認させていただければと思う。

教育指導課長

各校研究会については、必ず設置しなくてはならないというものではない。ほかの自治体においても、各校研究会を設置しているところ、また設置していないところとさまざまある。

本区で各校研究会が、今回、廃止に至った経緯についてだが、まず、時間的な制約等から、現場の意見を反映した研究成果を各校単位でまとめることが非常に困難であるというご意見をいただいている。また、見本本がそろるのが5月中旬であり、それから研究を始め、6月当初には教科書協議会に結果を提出するというスケジュールになっている。実質1カ月間で校内で全ての種目について、中学校では15種目であるが、それぞれまとめなくてはならない。また、各校で学校の規模に違いがある。大きな規模の学校であれば、その教科に関する教員が複数いるが、小さな規模の学校においては、正規の教員がいないという状況もある。

そうしたことから、各校で全ての15種目について、教科書の内容についてまとめていくことが難しい。また、その教科の教員が1名というようなこともあれば、1名の意見で各校の研究をまとめることが難しいということがある。

また、見本本については、見本本の冊数が10セットということで限られている。教育委員会に採択用で5セット、採択地区用で5セットが来ているが、これについては、調査委員の先生方にまず3セットを配付している。それ以外に、展示校に4セット、残りの3セットを教育委員会用として委員の皆様や、また調査委員の先生方等が教育委員会に來られて見るというような時のために用意している。

そうしたことから、非常に時間的な制約が厳しいということもあり、今回、各校研究会を廃止し、中学校の研究組織である練馬区中学校教育研究会において、専門性の高い先生方がその教科ごとに複数いらっしゃるという中で取りまとめていただく。さらには、先生方のご意見を聞くために、意見書やアンケートの用紙を配付し、意見を聞いて取りまとめていただくという方式に変えた。

長島委員

よくわかった。

委員長

ほかの方、いかがか。

外松委員

今の説明を、伺っていて、私も少し前に、採択のときに目を通させていただいたとき

に、現場の先生方には、もしかしたらこれは負担になっているのではないかと感じた。非常に学校によって記載内容にばらつきがある様子を見せていただいていたので、特に、課題を抱えている小規模校等がある状況や、見本本が10セットしかないというこの現状では、今回、新しく提案されている、この各教科の研究会で行う方法のほうが、より現場の先生方の声が的確に反映されるようにも感じている。

委員長

今、話があったように、各校で数人の教員しかいないか、もしくは正規の教員が全くいない学校が、例えば国語なら、国語がないことはないと思うが、国語という教科についてコメントをするよりも、やはりその専門の教員の方々が複数集まって、それぞれ個人の意見や、また学校の意見を持ち寄りながらまとめていくほうが、やはり的確というか、精度の高い報告が私は出るのではないかと考えている。このため、今回の形は、決して教職員の意見を無にするわけではなく、より吸い上げる形の改善ではないかなと考えている。

ほかの方、いかがか。

長島委員

私も前回の報告書を拝見させていただいて、少し義務的になっているような部分を感じられた。今、十分に説明していただいたが、正解はないかもしれないが、今回のような形であれば、少なくともより有効な意見が吸い上げられる方向で進んでいると感じられたので、よろしいのではないかと考えた。

委員長

ほかにご意見がなければ、教職員の意見を聞くという件に関しては、終わりにしたいと思う。ほかのことでご意見があったら願います。

教育長

3点目に傍聴の件があるが、事務局の陳情に対しての基本的な考え方を聞かせてほしい。

教育総務課長

教育委員会の会議については、こちらの教育委員会室でさまざまな協議、審査をいただいている。年4回、出前教育委員会ということで、学校に出向いて行う場合もあるが、基本的には、この教育委員会室で実施していく。その中で、開かれた教育委員会ということで傍聴は行うが、施設の規模的な制約から、傍聴については、一定程度の座席を設けて行っているといったところがある。これについては、出前教育委員会でも同じである。

教科書採択等の関心の高い陳情についての特別な対応については、施設の状況を踏まえて対応すべきものであると考えている。基本的には、こちらの教育委員会室という限られたスペースの中で実施していくものと考えている。

傍聴をしたいといったご意見も多くあり、これまで、教科書採択については、教育委員会室における18名の傍聴席以外に、傍聴したい方については別室を用意して、そちらにこの教育委員会室での審議の状況を、音声として放送し聞いていただくという対応をとっている。その別室についても、やはりスペースの制約があるため、陳情にあるように、全員や100人など、一定程度の数を示された中での対応は、なかなか厳しいと考えているところである。現状の施設の中で、できる限り対応する体制がとれればと考えている。

委員長

前回のときには、別室を設けて音声を流したということであるが、その会場にも入り切れないという人がいたのかどうか、傍聴は全体で何人くらいだったのか教えていただきたい。

教育総務課長

前回の4年前の中学校教科書採択については、傍聴希望者が全員で75名いた。こちらの教育委員会室については18名が座れるので、それ以外の57名の方が別室で音声放送を聞いていただいたということである。

別室については、定員が60名のため、前回はあふれることはなかったが、場合によってはあふれることも考えられる。その場合には、やはり抽選をせざるを得ないと考えている。

委員長

ということであるが、何かご質問やご意見はあるか。

長島委員

過去、あふれたことはあるか。

教育総務課長

これまでの中では、4年前の中学校教科書採択の際の75名というのが最大人数である。昨年の小学校の教科書採択のときには31名の傍聴希望があって、18名はこちらで傍聴し、残りの方は別室という形である。4年前の75名というのがこれまでの傍聴希望者の最大人数である。

委員長

現在、使える施設の中で、60名まで最大限入れるというところで、前回は間に合った。大幅に超えることがないだろうと考えて、今回もそのような形で行いたいということであるか。

教育総務課長

これまでの経緯を踏まえ、今年度についても同様の形で対応ができればと考えている。

委員長

いかがか。特によろしいか。

平成27年陳情第1号、第2号および第3号をあわせ、3つの観点で今、話をさせていただいた。もう1つ情報公開の話があったかと思うが、そのことについて、何か意見はあるか。

では、質問をさせていただく。平成27年陳情第3号の4番目の項目に、「教科書採択後、採択に関するあらゆる資料の情報公開を迅速に行ってほしい」ということがある。これは、今まではどのように行っているのか。また、今回はどうするのか、教えていただきたい。

教育総務課長

どの教科書が採択されたかということについては、直ちに私どものほうでホームページに掲出している。それ以外に、教科書採択に関わった教育委員会に提出した資料等についても資料要求があれば、その都度、公開している。ここのところ求められていることはないが、特に採択に関する資料についても、公開できるものについては、情報公開の手續にのっとって公開したいと思う。

委員長

公開の請求があれば、いつでも対応できるということであるか。

教育総務課長

はい。

委員長

それと、調査委員会や協議会の構成員の氏名は、特に公開はしていないが、それも公開請求があれば公開するということが。

教育総務課長

基本的に非公開にする理由はないので、教科書採択が終了した後はその部分は公開する。

委員長

教科書採択後、請求があれば公開されるということである。ご意見、ご質問があったらお願いします。

もう一度戻って、全体にわたって、平成27年陳情第1号、第2号および第3号について、何か言い忘れたことや聞き忘れたことがあったら、お願いします。

先ほど1つ資料請求をさせていただいたが、ほかの方は資料要求はないか。よろしいか。

それでは、各委員からさまざまなご意見をいただいたが、平成27年陳情第1号、第

2号および第3号についての審議は、本日はここまでとして、次回以降へ「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。このほか、継続審議中の陳情9件については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

平成27年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
その他

i その他（平成28年度ねりっこクラブ事業実施小学校について）

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は、1件報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番について、願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

各員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

感想になるが、読書は人生を豊かにするので、幼いときから絵本に親しむことは、将来に向けてとても大切なことだと考える。であるから、区が行っているこれらの事業というのは、大変大事な取組だと思う。

(2)のおはなし会は、事業名から各図書館が工夫を凝らして記念の事業に当たっているということがうかがえる。携わっている方々に感謝したいと思う。

石神井図書館は2日間で282名という非常に多くの子供たちが参加しているが、その様子を少し伺えたら願います。

光が丘図書館長

本の探検ラリーは、開館中にいつでも参加ができる。土日では9時から夜7時まで開館しているが、そこにいつ来ても問題を多数置いているので、来館をしていただき、参加したいということであれば、いつでも参加ができるものである。であるから、何回も参加する子供もいるし、2日間来る子供もいる。そういったことで282名という多くの参加があるものである。

また、例えば本の探検ラリーの問題で、『お江戸決まり文句』という本に関する問題として、例えば「問われて名乗るもおこがましいが」は何というお芝居の中で使われるセリフであるかという問題があり、それを本の中から探して回答をするというような問題を多数用意している。それを見ることで本の中で回答を見つける喜びや、普段、手にすることがない、自分では絶対に読むことがないような本を手にすることができ、新しい本との出会いが生まれるというものである。ちなみに、「白浪五人男」が回答である。こ

ういった形の問題を出して、子供たちが楽しんでいるという事業である。

委員長

ありがとう。今、外松委員が言ったように、いろいろ各館とも工夫をして催し物を行っているようだが、新しい企画の人気の高いのか。総括してみて、どのような事業に子供たちがよく来たのか。例えば、科学あそび「水の万華鏡を作ろう」は63人である。石神井図書館の「はるのおたのしみ会」の人形劇や、次のページに行くと、南大泉図書館分室の人形劇なども人気があるようだ。これらは少し形が変わっているからなのか。その辺のところは、もしわかっていたら教えていただきたい。

光が丘図書館長

読み聞かせは定期的に行っている。人形劇団はさまざまあり、そのようなイベント型の事業については、やはり子供たちも興味を持っているようだ。ただし、通常の事業の中でもさまざまなイベントを地道に行っており、そちらはそちらで参加はあるが、やはり、子供たちには科学あそびのような事業が特に人気があったと思う。

委員長

いろいろな企画を立てるのも大変かと思うが、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。ほかの方、ご質問やご意見はあるか。よろしいか。それでは、その他の報告はあるか。

こども施策企画課長

前回、5月28日の教育委員会において、第2回練馬区議会定例会への議案の提出依頼についてご報告させていただいたところである。その中で練馬区ねりっこクラブ条例についても、概要を報告したところであるが、その際は、実施小学校名がまだ明らかにできなかった。次回以降速やかに報告をしてほしいということでご要望があったことと理解している。

6月8日、今週の月曜日に議会の開催と合わせて、議案が区議会議員あるいは区民に対して公表されている。この中で、平成28年度にねりっこクラブを実施する3小学校の名称が明らかになっているので、これについて報告させていただく。

来年4月から実施する小学校は、練馬区立豊玉小学校、田柄第二小学校、向山小学校、以上の3小学校である。来年4月からの実施を予定しており、条例の中で実施場所として定めていくこととしている。

条例の詳細については、次回以降の教育委員会で、また改めてご報告させていただくが、取り急ぎ実施小学校名だけ、本日はご報告させていただいた。よろしくお願ひする。

委員長

豊玉小、田柄第二小、向山小の3校でねりっこクラブが開催されるということの報告であった。ご質問あるか。よろしいか。ほかに報告事項はあるか。ないか。

それでは、以上で第11回教育委員会定例会を終了する。